

長 建 協 発 第 1 0 号  
平成 2 2 年 4 月 8 日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

#### 定期健康診断有所見率の改善のための取組について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条及び第45条の規定による定期の健康診断〈以下「定期健康診断」という。〉における有所見率（健康診断を受診した労働者のうち異常の所見〈以下「有所見」という。〉のある者〈以下「有所見者」という。〉の占める割合をいう。）は、平成20年には51％に達し、半数を超える労働者が有所見者という状況となっております。

また、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）による労災支給決定件数も高水準にあり、脳・心臓疾患の発生防止の徹底を図ることが必要な状況にあります。

さらに、第11次労働災害防止計画においては、「労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること」を目標の1つとしているところであります。

これらの状況から、労働者の健康保持増進対策を適切に推進し、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組を促進することが必要となっております。

つきましては、標記について、別添のとおり会員専用ホームページへ掲載いたしましたのでお知らせ申し上げます。